

○大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則

平成28年6月1日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び大津市空家等の適正管理に関する条例(平成28年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第2条 法第23条第1項の規定による申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項に規定する役員をいう。)の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として行う業務に関し参考となる書類

(指定の有効期間)

第3条 支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年間とする。

(名称等の変更等の届出)

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第2号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、業務変更届出書(様式第3号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(事業計画書等の提出等)

第5条 支援法人は、毎事業年度開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、毎事業年度終了後に、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書

及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(業務の廃止の届出)

第6条 支援法人は、指定を受けた業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(公表)

第7条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、大津市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等の住所及び氏名(所有者等が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 特定空家等又は特定法定外空家等の所在地及び種別
- (3) 公表に至った経緯

(公示の方法)

第8条 条例第10条第9項の規則で定める方法は、公報及び大津市ホームページへの掲載その他の適切な方法とする。

(大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会)

第9条 大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公印)

第11条 審議会の会長の公印は次のとおりとし、都市計画部住宅政策課長がこれを保管する。

大津市特定
空家等及び
特定法定外
空家等対策
審議会長之印

書体 てん書
方24ミリメートル

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、都市計画部住宅政策課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務（複数選択可）

- 所有者等や地域への空家等の管理や活用に関する直接的な相談対応及び提案
- 空家等の所有者からの委託に基づく、空家等の定期的な状態確認や管理
- 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 空家等の活用を促進する普及啓発
- 上記に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

2 添付する書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人として行う業務に関し参考となる書類

様式第2号（第4条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定による名称等の変更について、次のとおり届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 支援法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 支援法人の住所 <input type="checkbox"/> 支援法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第3号（第4条関係）

業務変更届出書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務内容を変更したいので、大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第4号（第6条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

指定を受けた空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則第6条の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	